

福岡市公報

令和 6 年 6 月 27 日 第 7064 号 (別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市収入証紙条例施行規則の一部改正 (第101号).....	1
○福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部改正 (第102号).....	1
訓 令	
○特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正 (第 6 号)	2

規 則

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第101号

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市収入証紙条例施行規則 (昭和39年福岡市規則第22号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び衛生課」を削り、同条中第 9 号を第10号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 保健医療局保健所地域衛生部東衛生課、博多衛生課、中央衛生課、南衛生課、城南衛生課、早良衛生課及び西衛生課において徴収する手数料

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第102号

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則

福岡市会計帳簿諸表等様式規則（昭和39年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第47号の2を次のように改める。

様式第47号の2 削除

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

訓 令

福岡市訓令第 6 号

特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市達甲第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

別表第 1 保健医療局生活衛生部の項の次に次のように加える。

保健医療局保健所精神保健・難病対策部	精神保健・難病対策課	精神保健福祉第 1 係及び精神保健福祉第 2 係の職員	4	38時間45分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。	4 週間を通じ 8 日とする。	勤務を命じる。
					B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで			
					C	午後 4 時から 翌日午前 9 時まで	勤務時間の途中において 1 時間 30 分を与える。		

別表第 2 市民局総務部の項の次に次のように加える。

保健医療局保健所感染症対策部	感染症対策課	感染症対策第 1 係及び感染症対策第 2 係の職員	4	38時間45分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで	日曜日及び土曜日
					B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで		
					C	午前 7 時 30 分から 午後 4 時 15 分まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。	
					D	午前 8 時 15 分から 午後 5 時まで		
	結核対策課	結核対策係の職員	4	38時間45分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで	日曜日及び土曜日
					B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで		
					C	午前 7 時 30 分から 午後 4 時 15 分まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。	
					D	午前 8 時 15 分から 午後 5 時まで		
主査（放射線担当）	主査（放射線担当）	4	38時間45分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで	日曜日及び土曜日	
				B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで			
				C	午前 8 時から 午後 4 時 45 分まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。		
				D	午前 8 時 15 分から 午後 5 時まで			

別表第 2 区役所の保健福祉センターの部中「健康・感染症対策係の職員及び栄養指導の

業務に従事することを命じられた」を「健康づくり係の」に改め、同部主査（放射線担当）の項を削る。

